

平成29年度第1回
札幌市国民健康保険運営協議会

議 事 録

平成29年7月25日（火）午後6時開会
札幌市役所本庁舎 8階 1号会議室

札幌市国民健康保険運営協議会

1 日 時

平成29年7月25日（火）午後6時～午後7時26分

2 場 所

札幌市役所 8階 1号会議室
中央区北1条西2丁目

3 出 席 者

（1）運営協議会委員（14名のうち出席者11名）

ア 公益代表

出光 英哉、門間 偉峰、上机 美穂

イ 被保険者代表

阿部 孝子、飯田 昇、各務 哲美、松浦 尚之

ウ 保険医または薬剤師代表

大森 幹朗、五十嵐 利幸

エ 被用者保険等保険者代表

小林 敬、横式 一司

（2）市 側

保険医療部長、保険企画課長、保険事業担当課長、国保健康推進担当課長他

4 議事録署名委員

阿部 孝子（被保険者代表）、五十嵐 利幸（保険医または薬剤師代表）

5 審議事項

議案第1号 平成28年度国民健康保険会計決算について

6 報告事項、その他

報告第1号 札幌市国民健康保険条例の一部改正について

報告第2号 平成29年度医療費適正化事業計画について

報告第3号 国保都道府県単位化の現況などについて

1. 開 会

●保険企画課長 皆様、こんばんは。

本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、保健福祉局保険企画課長の木村と申します。

本日は、11名の委員にご出席いただいておりますが、三谷委員、長谷川委員、芝木委員からは欠席の旨のご連絡をいただいております。

定足数である半数以上に達しておりますので、本日の協議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、資料につきましては、過日郵送させていただいておりますが、それぞれの右肩に資料1から4まで番号を付しております。

全てお手元にごございますでしょうか。

また、机上に配付しておりますのは、今年度の平成29年度版の札幌市の「国保加入者のてびき」です。こちらは、資料としてお持ち帰りになって、ごらんいただきたいと存じます。

2. 保険医療部長挨拶

●保険企画課長 初めに、保険医療部長の富樫よりご挨拶を申し上げます。

●保険医療部長 皆様、こんばんは。

保険医療部長の富樫と申します。

本日は、お暑い中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろから、札幌市の国保事業にご理解、ご協力をいただきまして、この場をおかりして厚く御礼申し上げます。

さて、本日は、委員の改選後、初めての協議会となります。公募委員の皆様におかれましては、国保事業に高い関心を持ってご就任いただき、また、保険医または保険薬剤師の代表の方々、公益代表の方々、さらに被用者保険等の保険者代表の各委員におかれましても、このたびの委員の委嘱をご快諾いただきまして、改めてお礼申し上げます。

皆様の委嘱期間は、平成31年5月末までの約2年間となります。本来であれば、市長から直接委嘱状をお渡しすべきところがございますが、過日、略儀ながら、皆様にご郵送させていただきましたことをご了承いただきたいと思います。

さて、国保を取り巻く状況といたしましては、ご承知のとおり、来年の4月から実施される、いわゆる国保の都道府県単位化に向けまして、現在、急ピッチで準備を進めているところがございます。

保険料に直結します納付金制度につきましては、都道府県と市町村の協議がほぼ終了したところでありまして、市町村にどのように保険料を割り当てるのか、その算定方法がほぼ固まってきている状況になってございます。

まだ予定でございますが、来月の8月には、納付金の最後の仮算定結果が北海道から示

される予定となっております、いよいよ、各市町村において、具体的にどのように保険料を決定するのかということが焦点となっております。

そのため、本日は、都道府県単位化の今後のスケジュールなどをお示しし、次回以降の運営協議会で札幌市の保険料の方向性についてご審議いただきたいと考えております。

本日の会議の進行については、まず、新しい会長と副会長を選出いただいた後、議題として、平成28年度の国民健康保険会計決算についてご審議いただきますほか、報告事項として、ただいまお話ししました都道府県単位化の現況など3件を予定しております。

限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を賜れば、まことに幸いでございます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

◎事務局紹介等

●保険企画課長 本日は、今年度初めての会議でございますので、自己紹介をさせていただきますと思います。

まずは、事務局から職員を紹介させていただきます。

●保険事業担当課長 保険事業担当課長の森川と申します。

保険料の賦課、資格管理、収納対策等々を担当いたしております。よろしくお願いいたします。

●国保健康推進担当課長 国保健康推進担当課長の吉川でございます。

医療給付と医療費適正化、一番わかりやすいのは健診などですが、そのようなものを担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

●給付係長 給付係長の千葉と申します。よろしくお願いいたします。

●医療費適正化担当係長 医療費適正化担当係長をしております飛弾野と申します。よろしくお願いいたします。

●企画調整担当係長 企画調整担当係長の大西と申します。

予算や都道府県単位化の総括を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

●保険係長 保険係長をしております磯尾と申します。よろしくお願いいたします。

●収納対策担当係長 収納対策担当係長をしております逸見と申します。よろしくお願いいたします。

●特定健診担当係長 特定健診担当係長の藤原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

●特定保健指導担当係長 特定保健指導担当係長をしております伊達と申します。よろしくお願いいたします。

●債権管理担当係長 債権管理担当係長の泉谷と申します。よろしくお願いいたします。

●管理係長 管理係長の井上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

●保険企画課長 どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、今年度は委員の改選の年でございますので、恐縮でございますけれども、それぞれの委員の皆様から自己紹介をいただきたいと存じます。

まことに恐れ入りますけれども、門間委員から反時計回りにお願いしたいと思います。

●門間委員 門間と申します。

現在、運輸会社で役員をしております。よろしくお願いいたします。

●上机委員 札幌大学の上机と申します。よろしくお願いいたします。

●阿部委員 こんにちは。

私は、中央区から参りました阿部孝子と申します。

地域で民生委員をさせていただいているのと、公益社団のほうで評議員と理事を10年ほどさせていただきまして、今回、こちらで皆様方に教えていただきながら勉強をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

●飯田委員 市民公募委員の飯田と申します。

南区に住んでおります。どうぞよろしくお願いをいたします。

●各務委員 各務と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

国保に入ってちょうど3年目になります。一被保険者として少しでもお役に立てるようしっかりとやりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

●松浦委員 市内でサービス業を営んでおります松浦と申します。よろしくお願いいたします。

●出光委員 北海道国民健康保険団体連合会の出光と申します。

北海道内の市町村の保険者の皆さんの共同事業という形でいろいろとお手伝いをさせていただいております。どうぞよろしくお願いをいたします。

●横式委員 被用者保険の保険者代表で参りました協会けんぽ北海道支部の横式と申します。よろしくお願いいたします。

●小林委員 同じく、被用者保険代表の北海道通運業健康保険組合の小林です。よろしくお願いいたします。

●五十嵐委員 札幌薬剤師会の五十嵐でございます。よろしくお願いいたします。

●大森委員 札幌歯科医師会の大森と申します。よろしくお願いいたします。

●保険企画課長 どうもありがとうございました。

3. 会長・副会長選出

●保険企画課長 それでは、会長と副会長の選出に入りたいと思います。

この件につきましては、条例の施行規則に基づきまして、公益代表の委員4名のうちから皆様に選出していただくということになります。

公益代表の出光委員、芝木委員、門間委員、上机委員の4名のうちからそれぞれ選出していただくこととなりますけれども、慣例に従いまして、事務局からご提案をさせていた

だきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●保険企画課長 ありがとうございます。

それでは、事務局の案を申し上げたいと存じます。

事務局としましては、会長には、北海道国民健康保険団体連合会よりご推薦いただきました出光委員にお願いしたいと存じます。

出光委員は、北海道を退職された後、平成27年より北海道国民健康保険団体連合会におきまして常務理事を務めておられます。

また、副会長でございますが、本日はご欠席されておりますけれども、札幌市社会福祉協議会より推薦いただきました芝木委員にお願いをしたいと考えております。

芝木委員は、札幌市社会福祉協議会評議員のほか、社会福祉法人聖静学園石山センターの施設長を務められております。また、この札幌市の国民健康保険運営協議会におきましても、6年間副会長をお務めいただいております。

なお、ご本人からは、事前にご承諾をいただいているところでございます。

皆様、いかがでございましょうか、

よろしければ、拍手でご承認いただきたいと存じます。

(「異議なし」と発言する者あり・拍手)

●保険企画課長 どうもありがとうございます。

それでは、会長に出光委員、副会長に芝木委員ということで、恐縮でございますが、出光会長には正面の会長席にお移りいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

[会長は所定の席に着く]

●保険企画課長 それでは、恐縮でございますけれども、出光会長から、一言、ご挨拶をお願いいたします。

●出光会長 改めまして、国保連合会の出光でございます。

大変重要なお役目を仰せつかりまして緊張いたしておりますけれども、制度が大きく切りかわる大変重要な時期でございますので、皆様のお力添えを賜りながら、充実した議論をしてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

●保険企画課長 どうもありがとうございます。

なお、議事に入ります前に、事務局から、会議録につきまして確認を一つさせていただきたいと存じます。

会議録には発言をした方のお名前と内容を逐語で記録し、ホームページ等で公開させていただいておりますが、公開前に皆様にその内容の確認をお願いしております。その際に、誤りや言い間違いがありましたらお申し出いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、これからの議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。

出光会長、どうぞよろしく願いいたします。

4. 議 事

●出光会長 それでは、これからの進行役を務めさせていただきます。

まず、議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

慣例によりますと会長指名ということですので、私から指名をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●出光会長 ありがとうございます。

それでは、恐れ入りますが、阿部委員と五十嵐委員をお願いいたしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●出光会長 それでは、よろしく願いをいたします

それでは、ただいまから、平成29年度第1回札幌市国民健康保険運営協議会を始めます。

本日の案件は、議題が1件及び報告事項となっております。

議題第1号の平成28年度国民健康保険会計決算について、事務局から説明をお願いいたします。

●保険企画課長 保険企画課長の木村でございます。

私から説明をいたします。

着席して失礼させていただきます。よろしく願いいたします。

まず、資料1ですが、A4判横で、平成28年度札幌市国民健康保険会計決算（見込）と書いてあるものをごらんください。

表題に見込みとありますけれども、これは、9月に招集予定の平成29年第3回定例市議会に提案予定であるためでございます。

まず、1ページ目から説明してまいります。左側に大きく歳入と歳出の2段になっております。

横へ順番に見ていただきたいのですが、当初予算とありまして、その隣に予算現額とありますが、これは、年度の途中で補正をした後の予算額でございます。

その隣が決算額、予算差は予算との差額でございます。さらに、平成27年度の決算と、27年度と28年度との対比を前年度比として記載しているというつくりでございます。

上の歳入表ですが、平成28年度の決算（B）というところを下に進んでいただきますと、①という小さい欄がございます。これが歳入の合計額でございます。2,262億2,400万円でございます。

下の表は歳出の合計でございますが、これも決算の一番下の③で、2,254億400万円となっております。

この欄の下ですが、歳入①引く歳出③イコール8億2,000万円と書いてありますが、

これは8億2,000万円の決算余剰が出ているということになります。

これについては、網かけで説明をしておりますが、国民健康保険支払準備基金に積み立てをしているものでございます。今年度、国に返還する予定のお金でございまして、国庫支出金等返還金と言いますが、その財源として基金に貯金をしているということでございます。この国に返還する8億2,000万円を差し引きますと、収支が均衡しているということになります。

今の説明が歳入と歳出の差ですが、予算と比べてどうかということにつきましては、まず、歳入ですと、予算差（B引くA）という欄でございまして、これをずっと下がっていただきますと、先ほど説明した①の隣の欄に三角で37億4,300万円とあり、予算に比べて37億円余りのお金が少なかったということでございます。

この理由としましては、被保険者の数が予算で見込んでいたよりも少なく、保険料収入が下回ったことなどがございまして。

一方、歳出のほうでございまして、こちらは不用額、同じく（A引くB）という一番下の③の隣になります、45億6,300万円でございます。予算で見込んだ額より45億円ほど使わなかったということです。

この理由は、歳入と同じく被保険者の数が減少しているということで、療養給付費等が見込みを下回ったことなどが挙げられます。

次に、もう一枚おめくりいただいて、2ページ目でございます。

左側に円グラフがありますが、真ん中から二つに分かれておりまして、左側が歳入、右側が歳出となっております。

歳入は、先ほどごらんいただきましたとおり、2,254億円ほどの決算でございまして、これは、先ほど申し上げた基金に貯金をした8億2,000万円を国にお返しするので、それを差し引いて収支同額となっております。

歳入の内訳でございまして、保険料収入は358億円でございます。2,254億円のうちの15～6%が保険料となります。

それから、国から受ける国庫支出金が約500億円でございます。道の支出金が107億円です。

その下の一般会計繰入金は、札幌市からの補助金でございますけれども、これが約209億円でございます。

トータルいたしますと、国と道、札幌市から約816億円をいただいているということでございます。全体の約4割が国や道、札幌市からの収入となります。

その下に退職者療養給付費等交付金というものがございまして、これは、いわゆるサラリーマンのOBの医療費については、その出身の健康保険から負担いただく仕組みがございまして、そのお金でございまして。

その次の前期高齢者交付金ですが、65歳から74歳の方の加入率が全国平均を上回っている場合に、これを下回っている健康保険からいただくお金でございまして、これは49

9億円ほどいただいておりますが、そのほかの健康保険からいただいているお金を合わせますと550億円になりまして、全体の2割を超えている状況でございます。

その次に、共同事業交付金でございますが、これは、いわゆる再保険の仕組みでございます。北海道全体の保険者が掛け金を出し合いまして、一定金額を超える高額な医療費が発生した際や、医療費総額が急激に増加した場合に、それをお互いに補うといいますか、共同で負担し合う再保険制度になっているのですが、これが514億円でございます。

これはいただくお金であるのに対して、今度は逆に、右側の歳出の部分に共同事業拠出金というのがありますが、これは再保険の掛け金に当たる部分でございます。共同事業拠出金が512億円となっておりますので、平成28年度は、掛け金512億円に対して平514億円をいただいたということで、札幌市としてはトータルで2億円プラスだったということでございます。

歳入に戻りまして、返還金などその他の収入が16億円ありまして、合計で2,254億円でございます。

円グラフの右側の歳出ですが、1,348億円で59.8%ということで、6割が医療費でございます。

その次の後期高齢者支援金は229億円ほどございますが、これは、75歳以上の後期高齢者制度のほうにお金を渡しております。後期高齢者の医療保険制度の仕組みは、医療費の自己負担分を除いた4割をそれぞれの健康保険から出し合うことになっておりますが、札幌市の国保からその4割分として229億円の支出があるということです。

それから、介護納付金・保険事業費・その他として124億円ございます。このうち、介護納付金が89億円ほどございます。介護納付金というのは、介護保険の財源になっております。

少々説明いたしますと、介護保険全体でかかる経費を100といたしますと、税金で50の負担がございます。残りの50のうち、22が1号被保険者という65歳以上の方が負担している介護保険料でございますが、その残りの28の部分が、40歳から64歳までの健康保険の2号被保険者の保険料に上乗せをして負担していただいているものでございます。そこの札幌市国保の部分として89億円ということでございます。

次に、2ページ目の右側に移りまして、被保険者数の推移でございますが、これは国民健康保険の加入者の状況です。

棒グラフが被保険者数でございます。折れ線のグラフが被保険者数に占める前期高齢者、65歳以上の方の割合となっております。被保険者の数は年々少なくなっておりますが、逆に、前期高齢者の割合がどんどん増えている状況でございます。

被保険者数が落ちている理由については、後期高齢者医療制度にシフトしているということも原因の一つかと思っております。

次に、3ページ目でございます。

左の棒グラフは総医療費でして、被保険者数の減少に伴い、昨年度より若干減少してい

るところでございます。

また、右のグラフは1人当たりの医療費でございます。

塗り潰しのグラフが全体で、斜線のグラフが前期高齢者でございます。全体の38万2,000円強に対して、前期高齢者は53万1,900円強という状況です。

高齢になりますと、どうしても医療が必要になる場面が増えてまいります。その負担を医療保険全体で分かち合おうというのが、先ほどの2ページ目の左側、歳入のところでご説明いたしました前期高齢者交付金の499億円の部分です。この499億円は、規模としますと、国からいただいている国庫支出金に次ぐ大きな割合を占めるものでして、国保におきましては大変大切な財源でございます。

最後に、4ページ目でございます。

札幌市の国民健康保険事業の重点取り組みを記載しております。

まず、医療費適正化事業として、ジェネリック医薬品の促進、レセプト点検、そのほかに特定健診や保健指導の実施などについて取り組みを進めているところです。

その隣が保険料の収納対策でございます。

重点項目として三つございますけれども、これらの取り組みを徹底しまして、結果として、平成28年度の収納率については目標を上回りまして、92.72%ということで、92%を超えているところでございます。

以上、決算についての説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

●出光会長 ただいまの説明につきまして、ご質問などはございませんでしょうか。

それでは、各務委員からお願いいたします。

●各務委員 勉強も含めて何点か教えてほしいと思います。

まず、順番に最初の1ページの決算の表についてです。

結果として8億2,000万円の剰余金が出たということですが、これは順調だったのかどうか、大体このぐらいを見込んでいたのか、また、去年と比べてどうだったのでしょうか。

それから、国民健康保険支払準備基金に積み立てるということですが、この基金は、積み立てておいて、保険料などが払えなくなったときに使う基金なのですか。基金に積み立てて、返還金としてすぐに国にお返しすると思うのですが、お返しする8億2,000万円も含めて幾ら返す予定になっているのですか。その辺は基本的なことだと思うのですが、教えていただきたいと思います。

さらに、何点かまとめて質問いたします。

まず、2ページ目の被保険者数の推移については、だんだん減っているということで、後期高齢者のほうに移行していることも原因の一つだというお話がありました。そのほかに、当然、新規の方やほかの保険に入っている方、あるいは転入、転出などの理由があると思います。ですので、ただ、減っていますとか、後期高齢者に移行した方がいますということだけではなく、中身を分析した表をつくるなり、説明なりをしたほうがいいのでは

ないかと思えます。

それから、この表を見ると、折れ線グラフが加入者に占める前期高齢者の割合ということで、例えば、平成28年度ですと40%が前期高齢者ですね。しかし、この表をぱっと見ると、8割か9割が前期高齢者のような表になっています。ですから、右側のパーセントを少し下げるといいますか、40%ということは、ちょうど半分より下ぐらいですが、そこにこのポツが来るような表の作り方をしたほうが、ぱっと見たときにわかりやすいと思えます。

それから、今の説明で、3ページ目の下になりますが、被保険者数が減少傾向にあることから、結果として総医療費が減少したとありましたけれども、そうなのですか。

例えば、平成27年度を見ると、被保険者は減っているけれども、総医療費はふえていますね。ですから、言葉として言い切るのではなくて、減少傾向にあることなどとぼかしたほうがいいと思えます。これを見ると、減少傾向だから減ったのだということですが、それでは、平成27年度はなぜこのようになっているのかということになると思えます。

最後に、4ページの重点取り組みについてですが、この中に平成28年度の新しい取り組みはあったのでしょうか。

例えば、1番目のジェネリックの通知のところで、被保険者に通知したということですが、こういうことをやりましたというのではなく、その結果、ジェネリックの利用者がふえているとか、ポイント的に書いてもいいのではないかと思えます。

レセプトの点検についても、結果としてこれだけが減額されたとか、また、例えば、最後の「運動お試し券」の事業なども配布したとありますが、それでは何枚配布したのかとか、このようなことをやりました、やりましたと書いてあるのですが、この資料だけではなかなか理解できないのではないかと思えます。

以上です。

●出光会長 事務局はいかがでしょうか。

●保険企画課長 まず、基金に積み立てた8億2,000万円でございますけれども、国に返還するのはこれが全てでございます。

療養費、医療費の支払いに当たっては、国から市の会計にお金が交付されるのですが、その額は概算で初めに多目に交付されるので、年度が終わったら精算する形になっており、平成28年度については超過が8億2,000万円であったため、一旦、支払準備基金に積み立てております。このようなことは、通常、毎年発生しているものでございます。

●保険事業担当課長 保険事業担当課長の森川と申します。

被保険者数の推移のお話について、私から説明させていただきたいと思えます。

先ほど、木村からもお話がありましたように、減少の原因としましては、まず、全体の人口が減っているというのが一番の要因でございます。

高齢化ということで、高齢者の人口はふえてはいるのですが、75歳以上の方は後期高齢者という別な保険に進んでしまいますので、国保の加入者の中だけで見ると、札幌は減

少になってきているのが実態でございます。

その中で、65歳以上の前期高齢者と言われている方は少しずつ増えているのですが、それ以下の65歳未満の方については、65歳から70歳の方々の増加に比べて減少がより進んでおり、全体として減少している傾向にあるということです。

それから、もう一つの被保険者数の減少の要因としまして、昨年度から、被用者保険、社会保険の適用が一部拡大してきている部分がございます。短時間労働者であっても、一定の規模以上の企業については社会保険の適用となるという制度が施行されたことに伴い、社会保険の加入者が今まで以上に増えたということもあり、減少している傾向がより強まっている部分もあると考えているところです。

●国保健康推進担当課長 説明文の修正等につきましては、こちらのほうで検討させていただきます。

ただ、平成27年度につきましては、新聞等々の報道にありましており、高額薬剤というところの影響を受けたのではなかろうかと考えてございます。それにつきましては、調剤費の部分の数字が大きくはね上がっていたところでございます。

一方、平成28年度につきましては減少傾向にございますが、全体的には、医療機関への受診率が若干落ちてきて、総体的に医療費が減少してきている傾向にあると考えております。

また、国民健康保険事業の医療費適正化事業につきましては、後ほど事業費適正化事業計画についてということでご報告させていただきますが、その中で若干触れさせていただきたいと思っております。

●保険企画課長 ご指摘いただきましたグラフその他の表記等につきましては、今後、もう少しわかりやすい形で修正なりをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

●出光会長 各務委員、よろしいですか。

●各務委員 はい。

●出光会長 それでは、飯田委員からも手が挙がっておりましたので、お願いします。

●飯田委員 初歩的なことだとは思いますが、1ページ目の歳入の一番上の保険料の増減についてです。

現年度分と滞納繰越分のアとイがありまして、収納率の差によるというのは、見てすぐにはわかりました。これは、予算に対して実際の収納率が低かったり高かったりして、マイナスになったりプラスになったりするということでした。

調定額の差等によるというのは、具体的には、被保険者が減ったということや、減免による減額や居所不明などいろいろとあるのかもしれませんが、もしよろしければ教えていただきたいというのが1点です。

2点目は、皆さんが努力をされて収納率が少しずつ上がってきているというのは、この

間のお話を聞いてわかりました。いろいろ条件は違うと思うのですが、固定資産税や市民税などと比較した場合はいかなものなののでしょうか。やはり、印象としてはこちらのほうが何となく低いのかという感じはしたのですが、そのようなことはないですか。そのあたりについてお聞かせいただきたいと思います。

●出光会長 事務局はいかがでしょう。

●保険事業担当課長 まず、その調定額の差についてでございます。

まず、大きな要因としましては、飯田委員のご指摘にもありましたが、札幌市の世帯数というのは4月1日が一番多く、年度が進む中でだんだん減っていく状況がございます。そういうことで、当初見込んだ世帯数よりも年度末のほうが減少しており、予算を見込んだだけの調定額が実際にはとれなかったというところが一番大きな要因です。

そのほかにも、委員からご指摘いただいた減免制度がありまして、一定の条件を満たした方には保険料の減免をしている、また、居所不明という形で実態がつかめない方の調定額を落としているということも要因の一つです。いずれも飯田委員からご指摘いただいた内容によるものでございます。

また、収納率の税との比較についてですが、札幌市の国保の収納率も年々上げているところですが、まだ税のほうには追いついておりません。税のほうが収納率としては高い状況になっております。

●出光会長 よろしいでしょうか。

●飯田委員 わかりました。

●出光会長 そのほかにご質問などはございませんか。

小林委員、どうぞ。

●小林委員 4ページの右側の一番下の滞納処分の関係についてです。

平成27年度は26年度から見ると、かなり落ち込んでいたのですが、28年度はまた復活をしたということで改善されています。プラスの面でいろいろな取り組みをされたと思うのですが、改善した点についてもう少し具体的にお話しいただければありがたいと思います。

●保険事業担当課長 なかなか申し上げにくいのですが、平成27年度に落ち込んだ理由につきましては、私ども内部の特殊事情がございます。

基幹系情報システムと我々は呼んでいるのですが、平成27年度に、国民健康保険を管理している電算システムの総入れかえを行ったところでございます。ところが、その稼働等に伴いまして、当初はいろいろなシステムのトラブルが相次いで起こりました。滞納処分等々につきましても、従前の滞納処分を支援するための書類などが、システム上、一部出力できなかったなどの影響が大きく、平成27年度、一時的に処分の件数が落ち込んだ状況になったものでございます。全般的には、処分は年々増えている状況だとご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

●出光会長 よろしいでしょうか。

●小林委員 はい。

●出光会長 そのほかにご質問などはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

●出光会長 ほかにご質問がなければ、この議題につきましては、了承することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●出光会長 それでは、了承することといたします。

6. 報告事項、その他

●出光会長 続きまして、事務局から報告事項がございます。

まず、札幌市国民健康保険条例の一部改正について、説明をお願いいたします。

●保険事業担当課長 保険事業担当課長の森川でございます。

資料2により、札幌市国民健康保険条例の一部改正についてご説明させていただきます。

この条例改正につきましては、本年2月に開催されました前年度の運営協議会の中で制度改正案件として説明させていただいたところでございます。

その後、本年6月の平成29年度第2回定例市議会におきまして、条例の改正が議決され、29年度の保険料にこの内容が反映されて、皆さんのもとに納付書を送らせていただいたところでございます。

改正内容でございますが、大きく二つに分かれます。左側にありますように、低所得世帯に対する保険料軽減基準の拡大というものが一つ、もう一つは、右側のほうでございますが、地方税法等の一部改正に伴う規定整備というものです。

いずれも、国の国民健康保険法施行令が一部改正になりまして、その改正に合わせて札幌市の条例も一部を直したという内容です。

まず、左側の低所得世帯に対する保険料軽減基準の拡大についてです。

皆さんは、保険料の軽減という制度をご存じかと思いますが、お手元に国保のてびきがありますので、その16ページ、17ページをごらんください。

ここに、今年度の保険料の計算方法ということで記載しております。皆さんはご存じかと思いますが、保険料には、医療分、支援金分、介護分とありまして、それぞれ所得割、均等割、平等割という形で計算されております。

基本的には、このような形で1人当たりの保険料、1世帯当たりの保険料所得に応じた保険料、それを合算して1年間の保険料を出すこととなります。しかし、それとは別に、一定の所得以下の方に対して保険料の減額制度がございます。

17ページの右下になりますけれども、所得の段階に応じて7割、2割、5割と書いてありますが、これは左側で言う均等割と平等割についてのみ減額の話で、所得割は7割、5割、2割の減額にはなりません。平等割と均等割について、この所得以下であれば7割

引きをします、5割引きをします、2割引きをしますという制度がこの軽減という制度です。

今回の改正は、この7割、5割、2割の軽減基準を一部拡大させていただいたという内容です。

資料2に戻っていただきたいのですが、具体的には、7割軽減の基準は従前と特に変わりはありませんが、5割軽減につきましては、今まで33万プラス被保険者数掛ける26.5万円以下という金額だったのを5,000円拡大して、33万プラス被保険者数掛ける27万円以下に5,000円拡大しました。2割軽減についても同様に、33万プラス被保険者数掛ける48万円以下だったものを1万円アップし、49万円以下ということで、若干ではございますが、適用となる範囲を広げたという内容でございます。

この軽減の対象となる世帯は、札幌市全体で約1,900世帯、軽減額は全体で約5,300万円程度となると想定しております。

その下に、現在、札幌市で軽減を受けている方の割合を主に記載させていただいております。ごらんとおり、非常に大きな割合で、7割軽減、5割軽減、2割軽減を合わせて、7割程度の方が保険料の軽減を受けているというのが現行の札幌市の状況です。

最後に、モデルケースということで、この軽減が適用になったことで、具体的に保険料が幾ら減額になるかということでございます。

上のほうですが、給料が213万円の方は軽減を受けていなかったのが、今回、2割軽減に該当するくらいの所得でございますが、そういう方であれば年間で約1万6,590円という金額になります。もう一つは、給料で152万円程度の方が今まで2割軽減だったのが5割軽減になり、1年間で約3万210円程度の保険料の減額効果があらわれるという内容です。

この減額に係る費用につきましては、法定軽減ですので、国のほうで財源措置をされており、一般会計に繰り入れられて国保会計に回ってくるという仕組みになっており、この財源については、札幌市の持ち出し分は特にない形になります。

引き続き、右側の地方税法の一部改正に伴う規定整備についてでございます。

本件は、地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険の算定に用いる所得の範囲の規定が変わったものです。内容については、いろいろと複雑な部分がございますので、右下の図で説明させていただきたいと思っております。

こちらは、主に上場株式と債権についての所得の算定についてです。

ここに四角い枠が四つありますが、上の二つが株式についてでございます。左上が上場株式等の譲渡所得・配当所得です。これは、東証一部などの株の話です。右側は、上場がされていない、非上場の株式の譲渡所得というものでございます。また、下の二つは債権の話でございます。特定公社債ですが、通常、皆さんが買うことができる国債や企業が出している社債などが特定公社債の譲渡所得・利子等となります。下の右側は、一般公社債というものがございまして、これは特定の個人や企業などに売り出すような、私募債と呼

ばれているのですが、そういう債権でございます。

この四つの税制につきまして、昨年度までは、上の二つの上場株式等と非上場株式等々の間で、損益通算と言いまして、例えば、どちらかが利益が出て、どちらかが損益が出た場合は、それを通算して、利益の損が出ていれば少なくして申告することができたのですが、今年度から、上場株式と非上場株式の損益通算はしないということになりました。

また、そのかわりというわけではないですが、左側の二つ、上場株式等と特定公社債との間で損益通算をしてもいい、また、右側の二つ、非上場株式と一般公社債との間で損益通算を行ってもいいという形で税制が改正になりました。

国民健康保険も、これに伴いまして、こういう損益通算をした後の金額で保険料を算出するという条例改正を行ったところでございます。

説明は以上でございます。

●出光会長 ただいまの説明につきまして、ご質問などはございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

●出光会長 続きまして、報告事項②の平成29年度医療費適正化事業計画について、事務局から説明をお願いします。

●国保健康推進担当課長 それでは、A3判横の資料3、平成29年度医療費適正化事業計画でございます。

これにつきましては、ほとんどが審査や普及の絡みでございます。

全体としまして、(1)レセプト内容点検から始まりまして、右下の(8)保健事業ということで、大きく8項目を掲げてございます。

まず、一つ目のレセプト内容点検でございます。

これは、レセプトの内容を点検するというところで、国保連合会のほうでレセプトが上がりますので、その中で審査をさせていただいているのですが、その後、2次点検として実施しているものでございます。数としましては、およそ630万ちょっとの件数です。

実績につきましては、平成28年度では約6万5,000件の再審査請求をいたしました。今のところ、この再審査によって生まれる効果として9,300万円程度を見込んでいるところでございます。

続きまして、(2)の医療費通知でございます。

これは、ご自身の医療費総額を知っていただくこととあわせて、その数字によって健康に対する認識を深めていただくということで、年に1回送付しているものでございます。年2回、9月と3月に、それぞれ24万通程度を発送しております。

続きまして、第三者行為求償でございます。

これは、第三者の不法行為によりまして、国民健康保険を使って治療をされた場合、その保険給付分につきまして、私たち国保のほうから相手方に対して損害賠償ができるという制度でございます。基本的には、法律に基づいて、国民健康保険を使った場合に届け出てくださいという形にはなっているのですが、この辺についてはなかなかご理解いただけ

ないところでございます。

あわせて、損保会社と協定を結びまして、この届け出ができるだけ出されるように、事故の際に届け出いただけるような仕組みをつくったところでございます。

そのほか、例えば、事故や集団食中毒などが新聞等で目に触れた場合は、私どものほうから直接ご照会させていただく、もしくは、レセプトの中で第三者行為という確認がとれた場合については、ご本人に直接確認をさせていただくという取り組みをしているところでございます。

おおよその求償件数につきましては300件程度で、これは年度によって大きな差はございません。求償額としては、今のところ、1億円程度を掲げております。

先ほどお話ししましたが、損保会社と協定を結びましたので、それに基づき協力を得て届け出をいただいております。なお、損保会社経由の届け出率は50%弱でございます。損保会社の協力を生かして、できれば届け出率55%程度を目指したいというところでございます。

続きまして、(4)ジェネリック医薬品使用促進事業でございます。

先発医薬品から後発医薬品に切りかえた際に、自己負担額の差額が大きいとありますが、札幌市の場合、これについては200円以上と考えております。その方たちに、年2回、対象者をある程度選定して通知を送付しております。今のところ、9月と3月にそれぞれ5,000人、4,000人という形で通知をしております。

ちなみに、昨年9月に通知を送付した人数は5,000人です。この中で、およそ500名の方がジェネリックに切りかえたことをレセプトの中で確認しております。

しかし、3月についてはまだ分析中ですので、どのぐらいの切りかえ率があったのかはまだ把握できておりません。また、今回、切りかえた効果として、1カ月でおよそ200万円弱ぐらいです。

そのほかの取り組みとして、国保加入の際にジェネリックの医薬品希望シールを配布したり、昨年は、新たにPR動画を作成し、区役所の戸籍や住民票など利用が多い窓口の待合時間を利用して見ていただくこととしております。

ジェネリックの医薬品の使用割合ですが、数量ベースはあくまでも薬剤数を単位としたものですが、平成29年3月の時点で札幌市は70.5%です。平成30年3月にはそれを75%にしたいと考えてございます。国の目標値は、平成32年9月の時点で80%でございますので、札幌市としては、ある程度の目標は達成が可能ではないかと考えております。

続きまして、右の段に移りまして、(5)レセプトの資格点検でございます。

これは、レセプトの内容点検と似たようなものですが、あくまでも資格を主体とした点検です。要は、国保の資格がない方とか、退職者医療制度の切りかえが未適用になっている方などの資格審査を行うものでございます。

ちなみに、昨年は、これはあくまでもレセプトの枚数ですが、およそ2万9,500枚

程度の過誤調整をかけたところでございます。

続きまして、(6) 施術に係る療養費点検でございます。

①柔道整復師による施術療養費の点検です。

これにつきましては、療養費の中身を具体的に点検していこうとするものでございます。

今のところは、およそ11万件程度をさらに確認していくものです。これにつきましては、疑義があるというところの審査がなかなか難しいのですが、大きな疑義については、北海道厚生局に情報提供する形で取り組んでいるところでございます。

次に、②あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師らによる施術療養費の点検でございます。

ここは、平成29年度から新たに取り組むものでございます。もともと点検はしておりますが、新たに往療料ということで、いわゆる交通費に着眼しました。なぜかという、全体の約3割がこの往療料になっています。いわゆる施術所から患者さんのところへ行く、その交通費について適正になっているのかというところを確認させていただくため、支給申請書をデータ化した上で、実際にそれだけの距離があったのかということを確認させていただくものでございます。療養費の内容の疑義よりは、こちらのほうがはっきりわかりやすいということでございます。

(7) その他の適正化事業でございます。

これにつきましては、介護保険と医療保険の給付を行わない云々のところは確認させていただくものでございます。

次に、②重複投薬者を対象とした適正受診、適正服薬勧奨です。

これにつきましては、過去には実施していたのですが、しばらくはできない状態でしたので、新たに平成29年度から取り組むものでございます。

複数の医療機関を受診して、複数の同一薬効の薬剤を処方や調剤されている方は、現在、およそ500人程度と考えております。そのため、9月から、複数処方されている皆さんに、まずは文書勧奨から始めさせていただきたいとしております。

最後に、(8) の保健事業でございます。

これは、皆さんご存じのとおり、特定健康診査で、札幌市の場合は「とくとく健診」という愛称がございます。さらに、特定健診の結果、保健指導が必要な方については特定保健指導を行います。これにつきましては、それぞれの実施計画で進めさせていただくものでございます。

また、データヘルス計画も策定しております。これは、第二期特定健診等実施計画とともに、現行計画の終期が今年度の29年度ですので、30年度を開始年度とするそれぞれの計画について現在策定中でございます。これにつきましては、でき上がり次第、皆様にご報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

●出光会長 ただいまの説明について、ご質問などはございませんでしょうか。

松浦委員、どうぞ。

○松浦委員 2点ほどございます。

(2)の医療費通知ですけれども、私も被用者保険に入っていたところに健保組合からもらっていた記憶はあるのですが、当時は具体的な使い方がわからなかったことがありまして、国民健康保険でももらっているのをすっかり失念しておりました。

札幌市の条例と言えば、全国どこでもやっつけらっしゃることだと思いますが、何か具体的な根拠法令があるのかということがまず一つです。

二つ目は、マスコミ等でもデータヘルス計画ということで紙面をにぎわしていたりするのですが、具体的に、それぞれの国保で持っているデータで、どの程度が医療費の削減につながるのか、健康に役立つ施策を打てるのでしょうか。今、ちょうど計画をつくっている段階だと思うのですが、具体的な形になるものがデータヘルス計画でどの程度できるのかということについて疑問に思う点があります。可能な範囲で教えていただければ教えていただきたいと思っております。

●出光会長 事務局のほうでいかがですか。

●国保健康推進担当課長 医療費通知についてでございますが、これは通知に基づく事業でございます。

使い道のご説明となるとなかなか難しいのですが、先ほどご説明させていただいたとおり、ご本人の総体的な医療費がどの程度かかっているのかということから、医療に対する認識を深めていただくという目的がございます。

ただ、今お話がありましたとおり、使い道につきましては、確定申告に使えるような仕組みをとるといった話が現在出ております。それが札幌市として実際にいつからできるのかということになりますと、通知書の作成を委託しているのが国保連合会という機関になりますので、そこでの調整が必要になります。将来的には、皆さんの使い道がわかりやすくなるように、そちらのほうに切りかわっていくと思っております。

ですから、これを目的として何かを落とそうということまではまだはっきりしておりませんが、あなたの医療費はこのぐらにかかっていますということの認識を深めていただくこととしたいと思っております。

次に、データヘルス計画についてでございますが、これはあくまでも保険者に作成が義務づけられているものでございます。その中で、具体的に医療費適正化というものがどの程度できるかということなのですが、実は、札幌市の場合ですと、生活習慣病に特化したデータヘルス計画という形でつくられおております。これは、特定健診と特定保健指導が保健事業として一番大きなウエートを占めておりますので、そこと連動した計画にしたいというところでございます。

その中で、私どもが第一期計画の中で大きく打ち出しているのが重症化予防でございます。特定健診の結果、例えば、医療機関にすぐにつなげなければいけない方、もしくは、特定保健指導を受けるだけでいい方などについて、特に、医療機関受診の方については、

訪問を加えて勧奨しましょうということを、実は昨年度、モデル事業として4区、4課で実施させていただきまして、今年度から全区的にスタートするものでございます。

ですから、特定健診、特定保健指導という制度が始まったときに、重症化予防ということとははっきり銘打たれていたのですが、その具体化ということで、データヘルス計画に基づきまして、数値の悪い方がこれだけいらっしゃるということを明らかにして、重症化予防に取り組もうというところですよ。

例えば、人工透析の進行をもっとおくらせることができれば年間500万円程度の医療費というのが今言われております。わかりやすく言うと、そういうことが効果として見えてくるのですが、それが実際に効果にはね返ってくるということを皆さんにご説明すると、数値としてお見せすることがなかなか難しい事業でございます。

●出光会長 松浦委員、よろしいですか。

●松浦委員 はい。

●出光会長 そのほかに、ご質問などはございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

●出光会長 ほかにないようですので、続きまして、報告事項③の国保都道府県単位化の現況等について、事務局から説明をお願いします。

●保険企画課長 それでは、私から報告事項③、国保都道府県単位化の現況等についてご説明申し上げます。

資料4をごらんください。色つきのA4判横でございますが、この資料は、厚生労働省の資料を抜粋して、緑色の吹き出しで説明を追加したものでございます。

まず、1ページ目ですが、1番目として今後のスケジュールということで、都道府県のスケジュールを記載しております。左側に時期が記載されており、その隣のピンク色の部分にどのような作業が必要かということ、その右側の青い部分に具体的に何を行うのかということが記載されております。

まず、平成29年の7月でございますけれども、左側の矢印にあります、市町村との合意形成を行う時期とされております。国から示される公費の考え方にに基づきまして、納付金の実質的な検討・調整を行うこととされております。

この公費につきましては、緑色の矢印で右側に説明を加えておりますが、平成30年度から新たに1,700億円拡充されるものでございます。まだ正式な通知は札幌市に届いておりませんが、全国のベースで、調整交付金に800億円程度、保険者努力支援制度に800億円程度が交付される予定と伺っております。

その公費を含めた納付金の算定方法や被保険者に支払っていただく保険料についての激変緩和につきまして、市町村と合意形成を行い、試算を行うこととされているところでございます。

青い色の部分ですが、北海道におきましては、部長の富樫の挨拶にもございましたが、市町村との合意形成はほぼ終わっている状況となっております。北海道の方針となる北海

道国保運営方針は、市町村との連携会議を経まして、北海道の国民健康保険運営協議会に既に諮問されており、間もなく完成と伺っているところです。

この後、10月の中旬には、納付金等を算定するに当たって必要な仮係数が国から示されまして、平成30年度の納付金の本算定の準備が行われる予定でございます。

そして、最終的な納付金については、今年末、12月下旬の確定係数というものを受けて、来年の1月下旬ごろに確定する予定となっております。

都道府県は、納付金の確定後、3月ころにどれくらいの保険料率を賦課すれば必要な納付金を集めることができるかを示す、それぞれの市町村の標準保険料率を公表する予定となっております。

続きまして、2ページ目をごらんください。

こちらは、市町村の作業スケジュールでございます。

市町村には、8月には納付金の第3回仮算定結果が北海道から提示される予定となっております。この第3回の仮算定につきましては、拡充される公費を見込み、かつ、先ほど触れました北海道の国保運営方針に記載された納付金の算定方法で試算されるものとなっております。当然ですが、これまでの試算の中で一番精度の高いものとなります。

そして、10月には、1ページ目の都道府県のスケジュールでご説明申し上げました平成30年度の納付金の推計値が示される予定でございます。

市町村におきましては、右側の青色の部分にありますが、8月に示される第3回の仮算定の結果や、今申し上げました納付金の推計値をもとに、平成30年度の予算編成の準備を行っていくこととなります。予算編成の準備には、平成30年度の保険料をどのように決定するのかということの方針が必要となります。そのため、一番右側の緑色の吹き出しにありますように、第2回目、次回の運営協議会を8月の末から9月のうちに開催いたしまして、保険料の方針について協議会にご審議いただく予定となっております。

予算編成でございますけれども、左下の緑色の吹き出しにありますとおり、納付金の推計値というものをもとに編成をすることとなります。これは、札幌市の予算編成のスケジュールの関係から、先ほど申しました確定値は1月になってから示される予定ですが、これですと予算編成に間に合わないの、推計値をもとに編成作業を進めることとなります。

なお、平成30年度の保険料につきましては、資料では一番左側のH30.3のところ、上の緑色の吹き出しで、「平成30年度の保険料は、この確定額をもとに計算する」と書いておりますが、これを「確定額をもとに計算予定」と訂正していただきたいと思っております。大変申しわけございません。

これは、予算をもとに保険料の賦課をするのか、示された確定額をもって賦課をするのか、まだはっきりとしていない部分がございますので、訂正させていただきたいと思っております。

運営協議会における予算の審議につきましては、右側の緑の吹き出しにございますが、今のところは、第3回目として、2月上旬に例年と同様にご審議いただく予定をしている

ところですが、この際、条例改正に係る諮問もあわせて行いたいと考えております。

編成する予算でございますけれども、納付金制度というものが導入されますので、現在の予算から大きく変更になる予定でございます。また、新しい制度に係る被保険者の皆さんへの周知につきましては、一番左下の緑の吹き出しにありますように、今年の12月に保険証を一斉更新しますけれども、その際に周知のチラシを同封する予定でございます。

新制度によりまして、被保険者証の様式変更が予定されております。その上の吹き出しに記載しておりますが、札幌市におきましては、新様式の交付は、来年、平成30年12月の更新時を予定しているところでございます。

現時点から平成30年に向けてのスケジュールの説明については、簡単でございますけれども、以上でございます。

それでは、次の3ページ目をごらんください。

国保事業費納付金制度導入による保険料についてでございます。

保険料につきましては、医療分、支援金分、介護分の三つから構成されておりますけれども、ここでは、医療分だけをピックアップしてわかりやすいように掲載しております。

左側は、現在の保険料の決め方を掲載しております。

これは、本日、委員の皆様にもお配りしております「国保加入者のてびき」からの抜粋でございます。

図をごらんいただきたいと思っております。

医療費の支払いに充てる金額は、被保険者である患者さんが支払う一部負担金、国や道、そして、札幌市からの補助金等、及び保険料となります。赤い丸で囲んだ部分が保険料として集める賦課総額となります。

この賦課総額は、その下の囲みにありますとおり、札幌市の場合は、加入者の負担を緩和するため、医療費分と支援金分の1世帯当たりの平均保険料が15万1,543円になるように決めております。これを超える部分、いわゆる足りない部分につきましては、札幌市の一般会計から法定外の繰入金で賄っております。これが、現状の説明でございます。

一方、制度改正後の保険料の決め方が右側の図になります。

ここの数字は、今年の2月に示された第2回目の仮算定の結果を記載しております。そのため、第3回目の仮算定の結果、あるいは実際の結果とは異なるものでございまして、あくまでも参考として載せているものでございます。

この場合、北海道が示している納付金から市町村に入る公費を差し引いて、それに市町村個別の金額、保険事業費、その他を追加して、収納率で割り戻したものが赤い枠で囲った青色の部分で、これが保険料の賦課総額となります。

その下の囲みに記載しておりますが、第2回目の仮算定結果に基づく賦課総額は、医療分で307億円となっておりますけれども、これは、左側にある現行の賦課総額と同額となっております。

これが意味するところは、仮算定の結果から、左側で説明した本市一般会計からの法定

外繰入金がなくても現行の保険料水準と同程度になることを示しております。

しかしながら、仮算定の結果であるということと、平成30年度から拡充される公費が含まれておらず、また、保険料の激変緩和措置も今後は変更の可能性があるなど、まだまだ確実な数値ではございません。したがって、より正確な数値は、第3回目の仮算定結果を見なければいけない状況でございます。

次に、一番下の囲みの中に紫色の文字で記載しておりますが、これはまとめでございます。

平成30年度の納付金次第ですが、保険料は現在と比べて上がるかもしれないし、下がるかもしれないということで、現時点ではまだわからない状況でございます。法定外繰入金を含めまして、平成30年度の保険料をどのようにすべきかということについて今後検討する必要がございます。

次回、第2回目の運営協議会では、この保険料を具体的にどのようにすべきか、その方向性についてご審議させていただき予定でございます。それまでは、私どもで作業を進めて、議論をいただく資料等を作成したいと考えております。ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

4ページ以降は、これまでの運営協議会や、先日、新任の委員にお忙しいところをお集まりいただきご説明した内容の資料でございます。参考として添付いたしましたので、後ほどごらんいただきたいと思います。

都道府県化のスケジュール、第2回目の運営協議会についての説明は以上でございます。

●出光会長 ただいまの説明につきまして、ご質問などはありませんでしょうか。

●松浦委員 先日の勉強会で教わったかもしれませんが、基礎的なことで恐縮でございます。

確定係数というのは、何年間か拘束期間があって維持されるのか、それとも毎年改定されるのでしょうか。

●保険企画課長 確定計数は、毎年変わります。

●松浦委員 また、道から示される納付金というのも、当然、毎年改定されるわけですね。

これは議事録に残る話ではあるのですが、例えば、今年はどうなるのかわかりませんが、札幌市は法定外繰入金なしでいけるかもしれないということで進めて、次の年に道から納付金を示されるときに、札幌市は法定外繰入金がなくても済んでいるということをはほかの自治体はどう思われるのか。そのあたりを考えると、年によって劇的に変わることはないにしても、法定外繰入金が繰り入れられるかどうかは毎年変わる可能性があるということですね。

質問の意図が見えない内容で恐縮ですが、少なくとも、この辺については毎年変わる可能性があるかと理解してよろしいですか。

●出光会長 事務局からお願いします。

●企画調整担当係長 企画調整担当係長の西と申します。

今のご質問ですけれども、納付金は、今、委員がおっしゃったとおり、毎年、道内全体の医療費を見込んで計算されるものになりますので、毎年変わることになります。

札幌市の今の段階である第2回仮算定結果では、ちょうど今の保険料水準と同じぐらいになりそうだという見込みですけれども、医療費やほかの市町村の影響によってそれが上がったり下がったりすることがあるかもしれません。そこで、札幌市としては、今後、第2回目以降の運営協議会で検討させていただく予定ですが、法定外繰入金を入れたり入れなかったりすると、やはり他市町村から、札幌市は入れているのか、入っていないのかということになります。入れない市町村ももちろんあると思いますので、今後は札幌市だけではなくて、他市町村の状況も考えながら保険料を考えていかなければいけないと思っております。

以上です。

●出光会長 松浦委員、よろしいですか。

●松浦委員 はい。

●出光会長 そのほかにご質問などはございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

●出光会長 ないようですので、以上で予定している議題は終了となります。

全体を通して、ご意見やご質問などはございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●出光会長 特にご意見やご質問等がないようですので、以上をもちまして、本日予定されておりました全ての審議事項は無事に終了いたしました。

事務局から何かありますでしょうか。

●保険企画課長 どうもありがとうございました。

次回の運営協議会でございますが、先ほども申し上げましたが、具体的な都道府県化に向けた案件について諮問させていただく予定でございます。

今のところ、8月下旬から9月を予定しておりますが、具体的な日程等の調整をこれからさせていただきたいと存じます。お忙しいところを恐縮でございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

7. 閉 会

●出光会長 それでは、以上をもちまして閉会とさせていただきます。

委員の皆様方のご協力によりまして、本協議会を無事に終えることができました。どうもありがとうございました。

以 上